

昨年発生した東日本大震災における我が国の対応は、当初の「想定外」という言葉に代表されるように、緊急事態に対する取り決めと準備、対策の甘さを国民と世界に広く知らしめる結果となった。世界の多数の国々は、今回のような大規模自然災害時には「非常事態宣言」を発令し、政府主導のもとに災害救援と復興に対処している。

我が国のように、平時体制のまま国家的緊急事態を乗り切ろうとすると救援活動にさまざまな支障を来し、その結果さらに被害が拡大する。

また、災害対策の責任と権限を基礎自治体においた現在の法体制では、東日本大震災や阪神淡路大震災に見られるように数県にまたがる巨大災害が発生したとき、情報収集及び指揮命令系統が機能せず、現場の重大な混乱を招きかねない。

さらに、我が国の憲法はその前文に代表されるように平時を想定した文面となっており、各国に見られる「非常事態条項」が明記されていない。

平成16年5月にはその不備を補足すべく、民主、自民、公明三党が「緊急事態基本法」の制定で合意したが、今日まで置き去りにされている。

よって、国会及び政府におかれては、「緊急事態基本法」を早期に制定されるよう強く求める。

記

東日本大震災のような大規模災害といった緊急事態に、国として統括できる「緊急事態基本法」を早期に制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年6月15日

近江八幡市議会議長 井狩 光男

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
外務大臣
文部科学大臣
経済産業大臣
国土交通大臣
防衛大臣
内閣官房長官
警察庁長官

宛